

2021年8月27日

東京慈恵会医科大学附属病院長候補者選考委員会

東京慈恵会医科大学附属病院長に求められる資質・能力に関する基準

東京慈恵会医科大学附属病院長候補者選考委員会は、病院長候補者の選考にあたり、「東京慈恵会医科大学の附属病院長選任等規則」第4条第1項に基づき、病院長に求められる資質・能力に関する基準を次のとおり定める。なお、病院長は本学の定める病院の理念や基本方針を理解し、それを遂行しなければならない。

【選任基準】

1. 医師であること
2. 心身ともに健全にして人格高潔であること
3. 組織管理能力など病院の管理運営上必要な資質・能力を有すること。具体的には、当院又は当院以外の病院での組織管理経験等を有すること
4. 医療安全確保のために必要な資質・能力を有すること。具体的には、医療安全管理業務の経験や患者安全を第一に考える姿勢及び指導力等を有すること
5. 診療及び臨床教育に関しての識見を有すること

【病院の理念】

「病気を診ずして病人を診よ」の教えに基づき、質の高い医療を実践し、医療人を育成することにより、社会に貢献し、患者さんや家族から信頼される病院をめざす。

【病院の基本方針】

- ・患者さんや家族が満足する良質な医療を実践する。
- ・先進医療の開発・導入など、日々、医療水準の向上に努める。
- ・優れた技能を身につけ、豊かな人間性と倫理観を兼ね備えた医療人を育成する。
- ・地域社会と連携し、きめ細やかな医療サービスを提供する。
- ・全職員が誇りをもって働く職場づくりを実践する。

以上